

1998年12月9日

環境庁長官 真鍋賢二殿

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2丁目5番4号
末広ビル7階 電話 03(3595)1171
野生生物保全論研究会（JWCS）

申入書

当会は、野生生物の保全に関する理論研究、啓蒙普及その他の活動等を行うために、関係諸科学の研究者、弁護士、野生生物保全に関心を持つ市民らによって設立された任意団体です。

当会の主要な活動の一つに、ワシントン条約（「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」）の適正な解釈・運用と効果的实施に向けての取り組みがあります。ワシントン条約においては、国際取引の対象となることで過剰に利用され、絶滅のおそれが生じている野生生物種を保全するため、そのような種を「付属書」と呼ばれるリストに掲載し、その国際的商業取引を原則的に禁止しています。一方、国際取引を禁止しても、各国の国内取引が自由に行われている場合は、違法な国際取引の十分な取り締まりが困難になることから、日本では、条約の付属書に掲載された種の国内取引も、登録制度などによって規制しています（種の保存法（「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」）に基づく）。

いわゆるシャトウーシュ・ウールの原材料となる毛を産出するチール（チベット・アンテロープともいう。学名パントロプス・ホドグソニ）については、付属書に掲載されており、日本は1980年にワシントン条約を批准していることから、同年よりチールの毛や製品の日本への輸入は原則禁止されています。また、1995年6月28日からは、国内でのシャトウーシュ・ウール製品の販売等・販売目的での陳列は、種の保存法に基づいて環境庁長官への登録を経ない限り、禁止されるに至っています。シャトウーシュ・ウールの消費国である先進国諸国の多くも、同様の国内的措置を取っているようです。

それにもかかわらず、別紙資料のとおり、チールは過剰な取引によって現在絶滅のおそれに瀕しています。密猟・違法取引が盛んに行われている根本的原因は、先進国において、諸々の規制措置にもかかわらず、超高級カシミアとしてのシャトウーシュ・ウールの消費需要が高まっており、規制措置が十分な効果を上げていないからに他なりません。

さらに、シャトウーシュ・ウールの違法取引は、チールだけでなく、現在世界中から注目されているトラ（の骨）の違法取引にも関係しています（別紙資料参照）。こうしたことから、シャトウーシュ・ウールの違法取引問題には、近時、インド政府を初め、国際的な注目が集まっているところです。

当会の把握しているところでは、「サンモトヤマ銀座本店」は、少なくとも本年の4月から12月の初めまでの期間中、上記シャトウーシュ・ウール製のショールを、種の保存法に基づく登録を経ずに、販売用に店頭で陳列していました。

また、同店は、本年11月号の「婦人画報」(株式会社婦人画報社)の誌上で同店が販売用に同シヨールを取り扱っている旨の記事を掲載してから同年12月初めに至るまでの間に、一定数の商品を一般顧客に販売された旨、同店従業員より聞き及んでおります。

このように、販売等されていた製品が、仮に適法に輸入されたものだとしても、それらが確実に登録されないなど種の保存法上の規制が遵守されないこととなれば、違法に輸入された商品が市場に混入することを容易にし、違法な国際取引の規制、ひいてはチールーの効果的な保護を著しく困難にしています。

そこで、当会は御庁に対し、次の点を申し入れます。

- 1 種の保存法の適正な執行を図るとの観点から、今後とも、同法に基づく立入 検査の実施等も含め、本件をフォローするための適切な措置を執られること
- 2 シャトゥーシュ・ウールの需要と、業としての同ウール製品の取引が国内に 存在することに鑑み、チールーに関して、種の保存法を適正かつ積極的に執行 されることはもとより、他省庁とも連携の上、同法に基づく規制につき関連業 界への周知・指導を徹底されること

以上

1998年12月9日

通産大臣 与謝野馨殿

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2丁目5番4号

未広ビル7階 電話 03(3595)1171

野生生物保全論研究会 (JWC S)

申 入 書

当会は、野生生物の保全に関する理論研究、啓蒙普及その他の活動等を行うために、関係諸科学の研究者、弁護士、野生生物保全に関心を持つ市民らによって設立された任意団体です。

当会の主要な活動の一つに、ワシントン条約（「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」）の適正な解釈・運用と効果的实施に向けての取り組みがあります。ワシントン条約においては、国際取引の対象となることで過剰に利用され、絶滅のおそれが生じている野生生物種を保全するため、そのような種を「付属書」と呼ばれるリストに掲載し、その国際的商業取引を原則的に禁止しています。一方、国際取引を禁止しても、各国の国内取引が自由に行われている場合は、違法な国際取引の十分な取り締まりが困難になることから、日本では、条約の付属書に掲載された種の国内取引も、登録制度などによって規制しています（種の保存法（「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」）に基づく）。

いわゆるシャトウーシュ・ウールの原材料となる毛を産出するチールー（チベット・アンテロープともいう。学名パントロプス・ホドグソニ）については、1980年に付属書に掲載され、日本も同じ年にワシントン条約を批准していることから、同年よりチールーの毛や製品の日本への輸入は原則禁止されています。また、1995年6月28日からは、国内でのシャトウーシュ・ウール製品の販売等・販売目的での陳列は、種の保存法に基づいて環境庁長官への登録を経ない限り、禁止されるに至っています。シャトウーシュ・ウールの消費国である先進国諸国の多くも、同様の国内的措置を取っているようです。

それにもかかわらず、別紙資料のとおり、チールーは過剰な取引によって現在絶滅のおそれに瀕しています。密猟・違法取引が盛んに行われている根本的原因は、先進国において、諸々の規制措置にもかかわらず、超高級カシミアとしてのシャトウーシュ・ウールの消費需要が高まっており、規制措置が十分な効果を上げていないからに他なりません。

さらに、シャトウーシュ・ウールの違法取引は、チールーだけでなく、現在世界中から注目されているトラ（の骨）の違法取引にも関係しています（別紙資料参照）。こうしたことから、シャトウー

シュ・ウールの違法取引問題には、近時、インド政府を初め、国際的な注目が集まっているところです。

当会の把握しているところでは、「サンモトヤマ銀座本店」は、少なくとも本年の4月から12月の初めまでの期間中、上記シャトウーシュ・ウール製のショールを、種の保存法に基づく登録を経ずに、販売用に店頭で陳列していました。

また、当会は、同店が、本年11月号の「婦人画報」(株式会社婦人画報社)の誌上で同店が販売用に同ショールを取り扱っている旨の記事を掲載してから同年12月初めに至るまでの間に、一定数の商品を一般顧客に販売した旨、同店従業員より聞き及んでおります。

このように、販売等されていた製品が、仮に適法に輸入されたものだとしても、それらが確実に登録されないなど種の保存法上の規制が遵守されないこととなれば、違法に輸入された商品が市場に混入することを容易にし、違法な国際取引の規制、ひいてはチールーの効果的な保護を著しく困難にしています。

そこで、当会は御省に対し、次の点を申し入れます。

1 シャトウーシュ・ウールの需要と、業としての同ウール製品の取引が国内に存在することに鑑み、同ウール製品に関して、環境庁と連携の上、種の保存法に基づく規制につき関連業界への周知・指導を徹底されること

以上

